

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月26日

群馬県知事 山本 一太 様



提出者 〒 370-0426
住 所 群馬県太田市世良田町3038-1
氏 名 櫻金属工業株式会社
代表取締役社長 飯野 義孝
電話番号 0276-52-3330

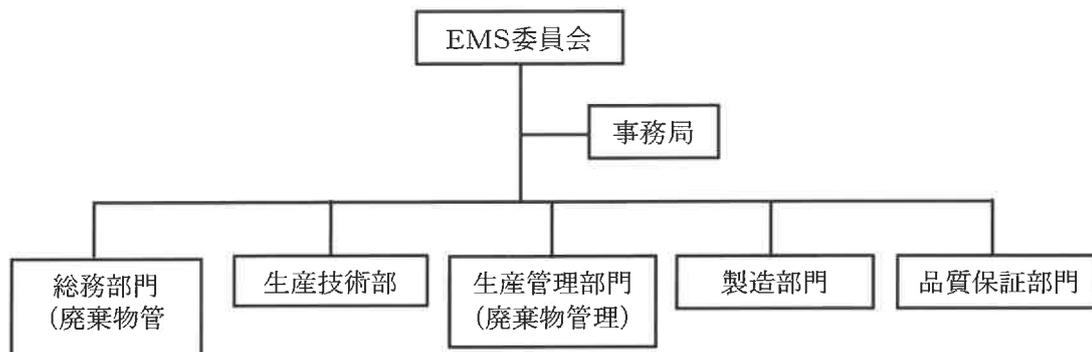
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	櫻金属工業株式会社 本社工場
事業場の所在地	群馬県太田市世良田町3038-1
計画期間	令和6年4月～令和7年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：輸送用機械器具製造業
②事業の規模	売上高：89億円
③従業員数	291人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
	排出量	831.78 t	7.83 t
	(これまでに実施した取組) ○廃棄物排出量原単位を前年比1%削減を目標に活動を進めてきた。 ・廃油…歩留まり向上と保全活動による廃棄量削減 ・金属くず…不良率低減、有価物化による廃棄量削減 ・汚泥…歩留まり向上による廃棄量削減 ・廃プラスチック…一般ごみの分別徹底による廃棄量削減 ・木くず…板パレット類の使用制限による廃棄量削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
	排出量	823.46 t	7.75 t
	(今後実施する予定の取組) ○廃棄物排出量原単位を1%削減を目標に下記活動を継続する。 ・廃油…歩留まり向上と保全活動による廃棄量削減 ・金属くず…不良率低減、有価物化による廃棄量削減 ・汚泥…歩留まり向上による廃棄量削減 ・廃プラスチック…一般ごみの分別徹底による廃棄量削減 ・木くず…板パレット類の使用制限による廃棄量削減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の種類…廃油、金属くず、汚泥、廃プラスチック、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ・分別に関する取組…リサイクル及び再利用の促進
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現在のところ対象無し

金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
109.08 t	18.87 t	26.95 t	0.08 t

金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
107.99 t	18.68 t	26.68 t	0.08 t

t	t	t	t

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第3面) - 2

金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
— t	— t	— t	— t

金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
— t	— t	— t	— t

金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
	全処理委託量	831.78 t	7.83 t
	優良認定処理業者への処理委託量	831.78 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	7.83 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			

(第4面) -2

金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
— t	— t	— t	— t

金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
— t	— t	— t	— t

金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
109.08 t	18.87 t	26.95 t	0.08 t
0.17 t	17.32 t	26.95 t	0.08 t
108.91 t	1.55 t	0 t	0 t
— t	— t	— t	t
— t	— t	— t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
	全処理委託量	823.46 t	7.75 t
	優良認定処理業者への処理委託量	823.46 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	7.75 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ・有価物化拡大による産業廃棄物量削減の推進			
※事務処理欄			

(第5面)ー2

金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
107.99 t	18.68 t	26.68 t	0.08 t
0.17 t	17.15 t	26.68 t	0.08 t
107.82 t	1.53 t	0 t	0 t
— t	— t	— t	t
— t	— t	— t	t

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。